

# 青森大学教育職員資格基準規程

## (目的)

第1条 この規程は、青森大学教育職員選考規程第2条に規定する選考の基準を定めることを目的とする。

## (共通事項)

第2条 本学の教育職員となることのできる者は、本学の建学精神と教育方針への深い理解と熱意を有し、人格高潔で、かつ教育研究に識見を有する者でなければならない。

## (昇任の基準)

第3条 教員の昇任における資格を決定する要件のうち、在職期間について、昇任の場合は現職の職位の経験年数が、助教は3年以上、講師は6年以上、准教授7年以上とする。ただし、教育及び研究の実績又は学会及び社会における活動が顕著であると認められるときは、当該年数を短縮できるものとする。

## (教授の資格)

第4条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、大学における教育を担当するのにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 大学において教授、准教授、専任講師の経歴がある者
- (4) 芸術、体育等については、特殊の技能に秀でていと認められる者
- (5) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

2 教授への昇任及び採用において、資格を決定する要件のうち、研究上の業績の審査については、担当（予定）科目と関連する専門分野において公表された論文、著書、その他の研究業績、学会報告等及び以上と同等の学術的な特殊業績として認めることができるものについてのみ行う。論文等の内容については、以下の各号に示すとおりである。

- (1) 論文とは、学術論文（刊行補助金を交付されている学会誌及びこれに準ずる学術定期刊行物、編集権が確立し学会における一定の評価を有する専門誌に記載されたもので、査読が誠実に行われているもの）、紀要論文（学内学会誌を含む大学の紀要並びに研究所紀要等に掲載のもの）を指す。

- (2) 著書は、公刊された専門研究書を基本とするが、専門領域に密接な関連を持つ一般書、教科書、訳書もこれに含める。ただし、共著・共訳については分担及び責任の明らかなものに限られる。
  - (3) その他の業績とは、調査報告・資料、辞(事)典項目執筆、学会・研究動向、書評、商業誌論稿、翻訳、判例研究、解題等を指す。
  - (4) 学会報告等とは、原則として学会誌等に要旨記載のあるもので、全国又は地方レベルの学会及びこれに準じる研究会で発表された研究報告、並びに専門分野に基づく地域的、全国的、国際的な活動を指す。
  - (5) 芸術及び体育の分野にあつて、公演・展覧・競技その他の権威ある社会的企画において発表された芸術的又は体育的実技及び制作技術に関して、技術優秀の証明がある場合、社会的指導に顕著な功績がある場合、並びに学会賞・同奨励賞等を授与された場合などは、これを特殊業績として評価することができるものとする。
- 3 教授への昇任及び採用において、資格を決定する要件のうち、研究上の業績を有するとは、別表の教育職員資格評価基準表における評価において論文等が12点以上で、昇任又は採用以前の5年間に5点以上の論文等の業績があることを指す。
- 4 評価に当たっては、論文以外の業績も評価することができる。その場合、別表の教育職員資格評価基準表を参照して点数化を行うものとする。

(准教授の資格)

第5条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、大学における教育を担当するのにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条第1項の各号のいずれかに該当する者
  - (2) 大学において准教授、専任講師又は助教の経歴がある者
  - (3) 修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
  - (4) 研究所、試験所、調査所等に在籍し、研究上の業績があると認められる者
  - (5) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
- 2 准教授となることのできる者は、研究上の業績が別表の教育職員資格評価基準表における評価において論文等が7点以上で、昇任又は採用以前の5年間に3点以上の論文等の業績があることを指す。
- 3 評価に当たっては、論文以外の業績も評価することができる。その場合、別表の教育職員資格評価基準表を参照して点数化を行うものとする。

(講師の資格)

第6条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、大学における教育を担当するのにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする

- (1) 第4条第1項又は前条第1項に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (3) 専攻分野について、大学における教育を担当するのにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

2 講師となることのできる者は、研究上の業績が別表の教育職員資格評価基準表における評価において論文等が3点以上で、昇任又は採用以前の5年間に2点以上の論文等の業績があることを指す。

3 評価に当たっては、論文以外の業績も評価することができる。その場合、別表の教育職員資格評価基準表を参照して点数化を行うものとする。

（助教の資格）

第7条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、大学における教育を担当するのにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第4条第1項各号又は第5条第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

（助手の資格）

第8条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 前号に準ずる能力を有すると認められる者

（特任教授の資格）

第9条 特任教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、大学における教育を担当するのにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
- (2) 専門分野において長年の優れた実務経験がある者

（特任准教授）

第10条 特任准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、大学における教育を担当するのにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(2) 専門分野において長年の優れた実務経験がある者

(特任講師)

第 11 条 特任講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、大学における教育を担当するのにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(2) 専門分野において長年の優れた実務経験がある者

(特任助教)

第 12 条 特任助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、大学における教育を担当するのにふさわしい教育研究上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(2) 専門分野において長年の優れた実務経験がある者

(非常勤講師の資格)

第 13 条 非常勤講師の資格については、第 6 条第 1 項の規定を準用する。

附 則 この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程の改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程の改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程の改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程の改正は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

別表

教育職員資格評価基準表

1. 論文	
・ 学術論文	2.0 点
・ 紀要等論文	0.5 ～ 1.0 点
2. 著書	
・ 研究書	4.00 ～ 8.0 点
・ 一般書	2.00 ～ 5.0 点
・ 教科書	2.00 ～ 5.0 点
・ 訳書	1.00 ～ 4.0 点
3. その他の研究業績	0.25 ～ 1.0 点
・ 調査報告・資料	
・ 辞（事）典項目執筆	
・ 書評	
・ 商業誌論稿	
・ 翻訳	
・ 判例研究	
・ 解題	
・ その他	
4. 学会報告等	0.25 ～ 1.0 点
5. 特殊業績	0.50 ～ 8.0 点
6. 教育業績	0.25 ～ 3.0 点
・ 授業担当科目	
・ 教育方法の改善等	
・ FD への取り組み	
・ 教育活動に関する受賞	
・ 正課外活動（就職支援・高大連携活動・課外教育活動等）	
・ その他	
7. 校務	0.25 ～ 3.0 点
・ 行政的役職	
・ 学部運營業務の実績	
・ 全学委員会等及びその他の貢献実績	
・ 入試広報関連業務	
・ その他	

- \* 学術論文については、内容によって2点まで評価することができる。
- \* 紀要等論文については、学会で発表されたもの及びレフェリー制などの編集権が確立している論集・紀要に掲載されたもの及びそれと同程度の水準にあると認められたものは1点とし、その他のものは0.5点とする。
- \* 共著、共訳については、人数、内容など状況に応じて評価する。
- \* 同一主題のものは原則として1と計算する。